

出入国法令と実務

第1部

渡航手続

第1章 渡航手続

(1) 渡航手続と出入国手続

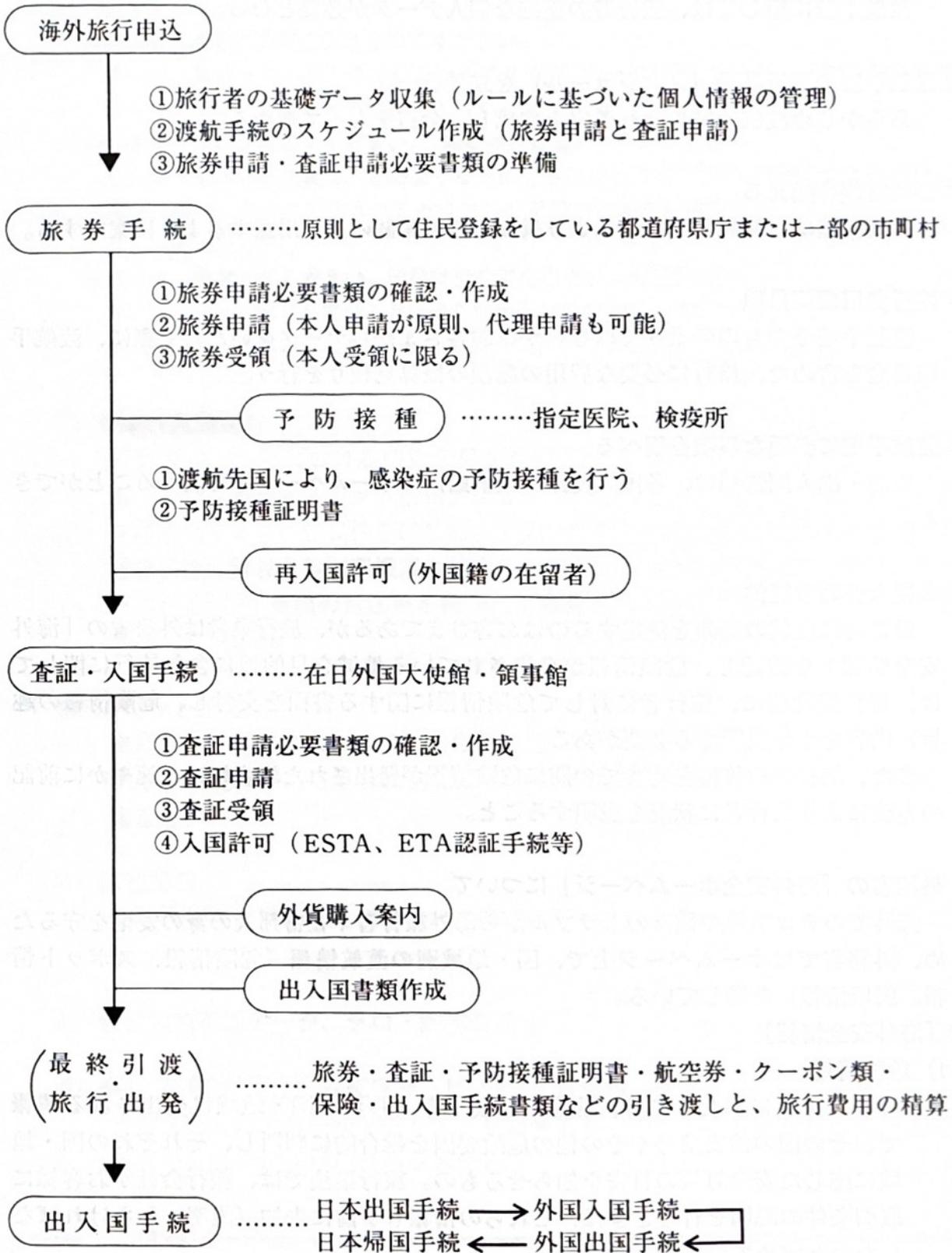
海外旅行には、まず日本国民としての身元を証明するための「旅券」、そして必要に応じて、渡航先国の「査証」を取得しておかなければならない。そのほかに、渡航先によっては所定の「予防接種証明書」や「海外旅行保険」を求める国もある。また、海外での滞在費、小遣いなどに充てるため携行する「外貨」の購入なども必要となる。

この旅券の申請・受領の手続から、査証の申請・受領、予防接種までの一連の手続を「渡航手続」、そして日本および諸外国での出国並びに入国に係わる手続を「出入国手続」と総称している。旅行業者としてお客さまに円滑な海外旅行をお世話するためには、これらの諸手続の十分な知識と理解が必須である。学習に際しては単に実務としてこれらの諸手続の方法を覚えるだけでなく、裏付けとなる各種法令・規則や背景事情などを併せて理解しておかなければならない。

渡航手続、出入国手続に関する日本の主要法規は、次のとおりである。

- ①旅券関係……………旅券法、旅券法施行規則、外務省告示
- ②出入国管理関係………出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法施行規則、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
- ③検疫関係……………検疫法、検疫法施行規則、
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
植物防疫法、植物防疫法施行規則
家畜伝染病予防法、家畜伝染病予防法施行規則
- ④関税関係……………関税法、関税法施行令、関税法基本通達
関税定率法、関税定率法施行令、関税定率法基本通達、
消費税法、消費税法基本通達
外国為替及び外国貿易法、外国為替令
外国為替に関する省令、輸出貿易管理令、輸入貿易管理令
- ⑤税関関連……………医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、
覚せい剤取締法
銃砲刀剣類所持等取締法、文化財保護法、外来生物法
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

(2) 渡航手続の順序 (旅行受付～出発)



(3) 基礎的な準備

①旅行者の基礎データ収集

渡航手続に際しては、旅行者の正確な個人データが必要となる。

②渡航手続の進行計画（スケジュール）を立てる

あらかじめ渡航手続の進行予定を作成し、余裕をもって進める。

③必要書類を揃える

必要書類は、渡航先や目的により異なるので確認の上、用意するように案内する。

④旅行費用概算見積

渡航手続そのものの業務ではないが、お客さまからデータをいただく際に、渡航手続料金を含めた、旅行に必要な費用の総額の概算見積りを行う。

⑤渡航手続に必要な事項を調べる

査証・出入国情報は、各国大使館（領事館）のホームページ等で調べることができる。

⑥必要な情報の提供

最終的に渡航の是非を決定するのはお客さまであるが、旅行業者は外務省の「海外安全情報」を確認し、危険情報が発出されている地域を目的地に含む旅行に関しては、旅行契約前に、旅行者に対して危険情報に関する書面を交付し、危険情報の趣旨、内容を十分説明する必要がある。

また、旅行契約後出発時までの間に危険情報が発出された場合には、速やかに前記の方法により旅行者に状況を説明すること。

★ (4) 外務省の「海外安全ホームページ」について

海外でのテロ事件や種々のトラブルから海外旅行者や在留邦人の身の安全を守るため、外務省ではホームページ上で、国・地域別の渡航情報（危険情報、スポット情報、広域情報）を発している。

①「海外安全情報」

1) 危険情報

渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安を知らせるもの。旅行業法では、旅行会社がお客様に取引条件の説明を行うときは、これらの情報も事前に告知（説明）しなければならないと定めている。

レベル1：十分注意してください。

その国・地域への渡航・滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

その国・地域への渡航は、どのような目的であれやめてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

2) 感染症危険情報

外務省は、海外における感染症発生初期の段階では、基本的に「感染症広域情報」及び「感染症スポット情報」により、一般的な注意喚起を行っている。新型コロナウイルスの変異株をはじめ、未知・既知の感染症の流行拡大が懸念される場合には、WHO等国际機関の対応や、発生国・地域の状況(流行状況、現地医療体制等)、主要国の対応等を総合的に勘案して、4段階の「感染症危険情報」を発している。

3) スポット情報

特定の国や地域において日本人の安全に関わる重要な事案が生じた際、あるいは生じる可能性がある場合に速報的に出される注意喚起情報。(テロ、感染症、治安など)

4) 広域情報

複数の国・地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事態が生じた際に注意を呼びかけるもの。

5) 安全対策基礎データ、テロ・誘拐情報

- 6) 旅レジ(海外安全情報配信サービス) 短期間(3カ月以内)の渡航者向けに、日程・滞在先・メールアドレスを登録すると、最新の安全情報や緊急事態発生時に連絡メールが受け取れるシステム。

ミニ情報

渡航情報等についてもっと詳しく知りたい場合は
外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp> を参照ください

(2) 旅券の記載事項

旅券には、以下の事項が記載される。

①旅券法で定める事項【旅券法第6条】

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1) 旅券の種類、番号、発行年月日及び有効期間満了の日 | 2) 旅券の名義人の氏名及び生年月日 |
| | 3) 渡航先 |

②旅券法施行規則で定める事項【旅券法施行規則第9条】

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| 1) 旅券の名義人の性別、国籍（コード）及び本籍の都道府県名 | 3) 旅券の発行国のコード及び発行官庁 |
| 2) 一往復用の旅券の効力 | 4) 戸籍に記載されている氏名以外の呼称 |

③旅券の電磁的方法による記録

- 1) 旅券のICチップには、旅券の番号、有効期間満了の日および名義人の氏名、生年月日、性別、写真、国籍（コード）などが記録されている。

(3) 旅券の種類【旅券法第2条】

旅券には、公用旅券と一般旅券があり、各々次の渡航事由により発給される。

①公用旅券（Official Passport —— 緑色の表紙）

国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券。

公用旅券の発給の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては公用旅券の発給を受けようとする者が、領事官に対して行うことになる。

外交旅券（Diplomatic Passport —— 茶色の表紙）

公用旅券の中で、特に外交官及び外交関係に携わる者にのみ発給される旅券を、「外交旅券」として区別している。

②一般旅券（Ordinary Passport —— 10年有効のものはえんじ色の表紙、5年有効のものは紺色の表紙）

公用旅券以外の旅券。旅券の発給者は外務大臣であるが、国内においては申請の受理、旅券の作成・交付等は外務大臣の委任に基づき各都道府県知事が行っている。一般旅券の発給を受けようとする者は、居住地の都道府県庁、もしくは市町村（一部）を経由し、外務大臣に対して発給を申請することになる。なお、国外においては領事官に対して申請する。

(4) 一般旅券と効力

一般旅券は、旅券法上では数次往復用旅券と一往復用旅券とに分かれている。しかし、現状では一往復用旅券が発給されることはほとんどなく、原則として渡航者に対しては数次往復用一般旅券が発給されている。

★★★ ①数次往復用一般旅券 (Multiple Passport) 【旅券法第5条1項】

一般の渡航者に発給され、すべての国、地域に何度でも往復できる旅券で、発行の日から10年間有効のものと5年間有効のものとの2種類があり、任意に選択できる。

ただし、旅券申請時に18才未満の場合は、5年間有効の旅券に限られる。

発給手数料

- | | |
|--|-----|
| • 10年旅券…………… 16,300円 (国14,000円、都道府県2,300円) | }注1 |
| • 5年旅券…………… 11,300円 (国 9,000円、都道府県2,300円) | |
| • 同上 (12歳未満) …… 6,300円 (国 4,000円、都道府県2,300円) | |

- 申請時に12歳未満の子供は発給手数料が6,300円に減額される。

(なお、年齢は、「年齢計算に関する法律」により、誕生日の前日に1歳加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となる。従って手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った者に対し適用される)

国 = 国庫納入分 (収入印紙)、都道府県 = 自治体納入分 (収入証紙※)

※東京都は現金納付

注1 電子手続 (マイナポータル利用) の場合は、都道府県の手数料が400円減額される。

なお、大規模災害で被災した場合、手数料の減免制度がある。

②限定旅券 (Limited Passport) 【旅券法第5条2・3・5項】

外務大臣が指定した特定の地域へ渡航しようとする者や「刑罰等関係」該当者、その他特殊な事情を有する申請者に対して発給される旅券。申請内容により渡航先が特定されたり、渡航期間も個別に定められる。

★★★

③旅券の失効条件 (旅券は次の場合効力を失う) 【旅券法第18条】

- 1) 旅券の名義人が死亡、または日本国籍を失ったとき
- 2) 旅券の発給申請者が、その旅券の発行日から6ヵ月以内に受領しないとき (国外においては、領事官がやむを得ない事情があると認めたときを除く)
- 3) 旅券の有効期間が満了したとき (国外においても失効する)
- 4) 旅券の発給申請に際し受領時に返納した旅券については、新たな旅券の交付があったとき
- 5) 紛失・盗難または焼失した旅券の場合には、都道府県知事経由外務大臣 (緊急の場合は直接外務大臣、国外の場合、最寄りの領事館の領事官) にその旨を届出たとき
- 6) 外務大臣より返納を命ぜられた旅券が、期限内に返納されなかったとき、または、返納された旅券が失効されることが適当であると外務大臣または領事官が認めたとき

2. 旅券の新規発給申請

(1) 申請方法

書面手続と電子手続の2通りがある。

- ・書面手続：原則、渡航者の現住所（住所登録地）の都道府県庁もしくは一部の市町村の旅券窓口へ、また国外においては最寄りの領事館へ本人が出向いて申請する。
- ・電子手続：申請に必要な書類を電子化し、オンラインにより申請を行う。

★★★ (2) 新規発給申請を行う場合 【旅券法第3条・10条・11条、同法施行規則第2条】

以下の場合に新規発給申請ができる。

申請事由	○：可 ×：不可	
	書面手続	電子手続
1) 新たに旅券の発給を受けるとき	○	○
2) 旅券の有効期間が満了となったとき	○	○
3) 旅券の残存有効期間が1年未満となったとき	○	○
4) 有効旅券の記載事項に変更が生じたとき（残存有効期間にかかわらず可能）	○	○
5) 査証欄に余白がなくなったとき（同上）	○	○
6) 有効旅券を著しく損傷したとき（同上）	○	×
7) 有効旅券を紛失・盗難または焼失して、その旨を届出たとき（海外で有効旅券を紛失し、帰国のための「渡航書」で帰国した場合を含む）	○	○
8) 外務大臣または領事官が旅券の名義人の保護または渡航の便宜のため特に必要があると認めたとき	○	×

※3)～6)・8)については、後述の切替（新規）申請（P33）を参照

(3) 必要書類 【旅券法第3条、同法施行規則第3条】

新規発給申請に必要な書類は以下のとおりであるが、申請の方法や内容により必要書類が異なる。（詳細はP38参照）

①一般旅券発給申請書【旅券法施行規則第3条】

書面手続：1通。なお、「10年用」と「5年用」では様式が異なるので注意が必要である。ダウンロード申請書で申請することもできる。

電子手続：記載すべき必要情報を入力し送信する。

★★ ②戸籍謄本【旅券法施行規則第4条】

書面手続：1通。

申請日前6ヵ月以内に発行されたものに限る。なお、同一戸籍内にある2人以上の者が同時申請する場合には、戸籍謄本を1通提出することで全員の申請を行うことができる。

電子手続：提出不要（戸籍情報がシステム上で連携可能となるため）

(注)「謄本」とは、原本と同じ内容の写しで、同一戸籍の全員が記載されているものをいう。なお、戸籍が電子化された区市町村では、「全部事項証明書」が発行される。

★ ③写 真 【旅券法施行規則第3条、別表第一】

1枚。申請者本人のみが撮影されたもので、申請日前6ヵ月以内に撮影されたものに限る。(詳細は外務省のホームページ参照)

- 1) 大きさは縦が45mm×横が35mm(縁なし)
- 2) 正面、肩より上、顔の大きさ・位置などの指定や顔の寸法など、厳しい規格が定められている。

電子手続：上記規格を満たす写真を送信する。

★★★ ④身元を確認できる書類 【旅券法施行規則第5条、別表第二】

書面手続：身元確認書類については、住民票の写し(詳細は次ページ⑤参照)に加え、以下の書類の提示又は提出が必要となる。書類によっては一つで確認できるものと、二つ必要とするものに分けられる。いずれも原本で、有効なものに限る。

一つで身元を確認できるもの (下のいずれか一つあれば、下記の「二つ必要とするもの」のいずれも不要である。)

日本国旅券(失効後6ヵ月以内で本人確認ができるものも含む)、個人番号(マイナンバー)カード、運転免許証(国外運転免許証、仮免許証も含む)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)など外務省令で定める証明書類。その他についてはP114の別表第二参照。および官公庁職員(特定の独立行政法人、特殊法人の職員を含む)の身分証明書で写真貼付のもの

二つ必要とするもの (次のイとロのグループのうち、イとイ、イとロの組み合わせの場合は受けられるが、ロとロとの場合は受けられない。)

- イ 健康保険・国民健康保険・船員保険・後期高齢者医療・国家および地方公務員共済組合・私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、国民年金証書(手帳)、基礎年金番号通知書、厚生年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書及び実印
- ロ 学生証(写真付)、会社等の身分証明書(写真付)、公の機関が発行した資格証明書で写真貼付のもの

またはその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

電子手続：個人番号カードに記録された情報を送信することにより行う。

※1 一般旅券発給申請書に押印した印鑑にかかわるもの。

★★ ⑤住民票の写しについて 【旅券法施行規則第5条】

書面手続：都道府県知事が住民基本台帳法の規定により、旅券の発給申請者に関する都道府県知事保存本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、個人番号等）のうち、個人番号以外（*）のものを利用するときは、住民票の写しの提示又は提出は原則として不要となる。（本人確認は、住民基本台帳ネットワークシステム〔＝住基ネット〕等により、電子的に行う。）
 なお、上記の確認方法を希望しない場合や居所申請（一時帰国者を除く）の場合は、住民票の写し（申請日前6ヵ月以内に発行され、個人番号の記載のないもの）が必要となる。

電子手続：個人番号カードに記録された情報を送信することにより行う。

*現在、個人番号（マイナンバー）の利用については、法令により定められた分野に限定されている。なお、個人番号（マイナンバー）カードは、個人番号とは異なり、様々な用途での活用が可能となっている。カードのICチップは電子証明書としての機能を持っており、行政サービスのほか、民間事業者でも利用することができる。（この場合でも、個人番号自体が提供されることはない）

★ ⑥現有旅券の確認 【旅券法施行規則第6条】

書面手続：申請者からの現有旅券の提示により行う。

電子手続：半導体集積回路（ICチップ）に記載された情報もしくは名義人の氏名と生年月日等が記載されているページとその裏面および裏表紙の裏面を撮影した写真を送信することで行う。

★★★ (4) 提出書類の省略

新規または切替申請の際に必要な書類を省略できる場合として法令で定めているのは次のとおりである。

①戸籍謄本の省略 【旅券法第3条2項・第11条、同法施行規則第4条】

下記の場合、戸籍謄本の提出を省略することができる。ただし、当該旅券の記載事項（氏名・本籍地の都道府県名等）に変更がない場合に限る。

- 1) 残存有効期間が1年未満となったとき（有効期間が満了となった旅券の場合は不可）
- 2) 査証欄に余白がなくなったとき
- 3) 旅券を著しく損傷したとき
- 4) 上記の場合以外で、有効な旅券を返納のうえ申請するとき
- 5) 同一戸籍内にある2人以上の者が同時に旅券を申請する場合で、そのうちの1人が代表して戸籍謄本を提出するとき
- 6) 緊急に渡航する必要が生じ、戸籍謄本の提出が困難と認められた場合で、本籍の入った住民票の写し（6ヵ月以内に発行されたもの）を提出するとき
- 7) 国外において有効な国籍証明書または船員手帳を提出するとき

- 8) 対立関係にある国や地域に渡航する渡航者の保護・便宜のため二重に旅券の発給申請をするとき
- 9) 国外において、有効期間満了前に旅券の切替申請ができないことについて真にやむを得ない理由があると認められるとき

(5) 記入要領 (抜粋) (申請書見本はP25～26参照)

書面手続の場合は、基礎データ及び戸籍謄本、住民票をみて、「一般旅券発給申請書」を作成するが、その際必ず黒インク又は良質の黒ボールペンで記入し、鉛筆は使用しないこと。太枠内は枠からはみ出さないように記入する。記入にあたっては以下に注意する。

電子手続の場合は、記載すべき必要情報を入力し送信することにより行う。

①氏名

氏名は戸籍謄本どおりにかい書で記入し、勝手に略字などは記入しない。ヨミカタ欄はカタカナで、濁点・半濁点も同一の枠内に記入する。外務省ではローマ字(大文字、活字体にて記入)はヘボン式(P27参照)を採用しているのでこの方式に統一する。ヘボン式によらない氏名表記や別名(旧姓、別姓・名)の呼称の併記を希望する場合は、次ページの⑥にも記入。

★★ ②所持人自署 【旅券法第15条、同法施行規則第14条】

この欄にした署名はそのまま旅券に転写されるので、枠からはみ出さないように漢字やひらがな、またはローマ字(通常、筆記体)で署名する必要がある。この欄の署名は、申請後に変更することはできないので十分注意する。

また、疾病・身体故障等により署名困難な者、乳児・幼児等で署名する能力がない者は、後述の者が代理で記名(署名)をすることができる。この場合、所持人名を記名するほかに、記入者の氏名と申請者との関係を、申請者名の下側に記入する。本人に代って記名する者の順位としては、法定代理人→配偶者→渡航に同行を予定している者→都道府県知事または領事官が適当と認める者、の順となっている。

電子手続の場合は、自署または代理記名済の画像を送信する。

③本籍

戸籍どおり、番地、号だけでなく、該当する場合は、大字(おおあざ)、字(あざ)も記入する。

④現住所

二段書きの上段に現住所・電話番号等を記入する。居所で申請する場合(後述「居所申請」P30参照)は下段に居所を記入する。(携帯および勤務先等所属先の電話番号

も記入。)

⑤国内緊急連絡先

渡航中の国内連絡先は、留守宅・勤務先などの住所、氏名、申請者との関係、電話番号を記入する。通常の場合は留守宅でよいが、独身者や家族全員が旅行する場合は親または親戚でもよい。また業務の場合は勤務先とすることもある。

★★ ⑥旅券面の氏名表記 【旅券法施行規則第9条】

旅券に記載する氏名および呼称は、ヘボン式ローマ字表記が原則だが、申請者がヘボン式によらないローマ字表記や戸籍に記載されている氏名に加えて、別名（旧姓、別姓・名）の呼称の併記を希望し、外務大臣または領事官が、渡航の便宜のために特に必要であると認める者については、長音や外国式表記および別名併記ができる。

※通常の旅券申請書類一式に加え、その綴りが実際に使用されていることを立証する書類等が必要。

●表記の例

- 戸籍上の姓又は名が外国式で記載されている場合

戸籍姓：ピーターソン→PETERSON 戸籍名：ジェームス→JAMES

- 別姓併記（戸籍上の姓が高橋で、別姓がピーターソンの場合）

旅券の姓：TAKAHASHI (PETERSON)

- 別名併記（戸籍上の名がさくらで、別名がソフィアの場合）

旅券の名：SAKURA (SOPHIA)

- 旧姓併記（戸籍上の姓が鈴木で、旧姓が田中の場合）

旅券の姓：SUZUKI (TANAKA)

- 長音表記する場合

戸籍姓：遠山 TOYAMA→TOHYAMA / TOOYAMA / TOUYAMA

戸籍名：優子 YUKO→YUUKO

- 名について外国式の表記を希望する場合

戸籍名：譲治 JOJI→GEORGE 戸籍名：理沙 RISA→LISA

- その他ヘボン式によらない表記を希望する場合

戸籍名：一郎 ICHIRO→ITIROU 戸籍名：祥子 SHOKO→SYOKO

⑦押印について

原則押印は不要。但し、書面手続の場合で身元確認書類として印鑑登録証明書を提示するときは、登録印鑑による押印と印鑑の持参が必要である。

★★ ⑧法定代理人署名

申請者が未成年者（18歳未満）の場合、申請書に法定代理人の署名が必要。

電子手続の場合は、署名の画像を送信する。

※法定代理人とは

未成年者に関する法定代理人は、親権者と未成年後見人があり、親権者とは父または母のことであるが、子が養子縁組しているときは、養親が法定代理人となる。（実親は法定代理人とはならない）

親権者がいないときには、未成年後見人が法定代理人となる。

★★ ⑨「申請書類等提出委任申出書」【旅券法施行規則第7条】

書面手続の場合で、申請者本人以外の者が申請書類を提出するときは、申請者記入欄、引受人記入欄にそれぞれ記入する。（詳細はP29の④の1）を参照）

(6) 一般旅券発給申請書 (10年用) (表)

新規・切替 (18歳以上で、有効期間が10年の一般旅券を希望する申請者用) 10年用

厳折り曲げ禁止

受理年月日	<input type="text"/>	受理番号	<input type="text"/>
窓口記入欄	<input type="text"/>	区分	1 該当なし <input type="checkbox"/> 2 新規 <input type="checkbox"/> 3 切替 <input type="checkbox"/> 4 切替 <input type="checkbox"/> 5 あり <input type="checkbox"/> 6 あり <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/>
有効期間	<input checked="" type="checkbox"/>	発行年月日	<input type="text"/>
		交付年月日	<input type="text"/>
		旅券番号	<input type="text"/>

注意

- 一、本枠内の所定の欄に顔写真の異なる複数枚の写真を貼付してはなりません。
- 二、写真の貼付は、顔写真の貼付位置に注意して行ってください。
- 三、この用紙は、申請書に貼付して取り出すための用紙です。申請書に貼付した後は、申請書に貼付したままにしてください。
- 四、この用紙は、申請書に貼付して取り出すための用紙です。申請書に貼付した後は、申請書に貼付したままにしてください。

写真貼付欄

氏名 (左詰めで記入)

姓

名

姓

名

ヘボン式ローマ字

姓

名

ヘボン式でない表記を旅券面に記載する場合は旅券面の氏名欄もご記入ください。

所持人自署

性別 男 女

生年月日

本籍

※過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 ある ない

※旅券の所持歴はありますか。 ある (以下に最後の旅券について記入) ない

旅券番号

発行年月日

西暦で記入

最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。

この申請書を提出する日の年齢 歳

18歳未満の場合は、有効期間が10年の一般旅券は発給されません。5年用の申請書(別記第2号様式)を使用して申請してください。

※3日以内に紛失(盗難)届出を行っている場合は、捺印を記入してください。

現住所 (住民票に記載の住所)

〒

電話 () ()

携帯 () ()

メールアドレス

その他勤務先など日中の連絡先

〒

電話 () ()

日本国内の住所

緊急連絡先

氏名

申請者との関係

電話 () ()

刑罰関係

※次の各事項に該当しているか否か、 に 印を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。)

はい いいえ

1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 はい いいえ
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 はい いいえ
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならぬ状態にありますか。 はい いいえ
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい いいえ
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 はい いいえ

現在外国の国籍を有していますか。(※該当する枠内に 印を記入してください)

外国籍 はい いいえ

「はい」の場合

どの国の国籍ですか。

取得年月日 年 月 日

どのような方法で取得しましたか。

外国籍の父又は母の子として出生

外国での出生

外国人との婚姻又は養子縁組

帰化申請又は国籍取得届出

外務省コード欄

03 13条 10 別名併記 14 別外通証 0A 別人 0C 解除 0E 離権 0H 特例1 0K 特例3

04 別立地址 11 非ヘボン 15 別外表示 0B 失効 0D その他訂正 0G 再作成 0J 特例2

官庁コード

(別記第1号様式) 裏面も記入してください 用紙の大きさはA4

(7) ヘボン式ローマ字一覧表

										使用しないもの			
A	I	U	E	O									
あ	い	う	え	お									
KA	KI	KU	KE	KO	KYA	KYU	KYO						
か	き	く	け	こ	きゃ	きゅ	きょ						
SA	SHI	SU	SE	SO	SHA	SHU	SHO	SI	SYA	SYU	SYO		
さ	し	す	せ	そ	しゃ	しゅ	しょ	し	しゃ	しゅ	しょ		
TA	CHI	TSU	TE	TO	CHA	CHU	CHO	TI	TU	TYA	TYU	TYO	
た	ち	つ	て	と	ちゃ	ちゅ	ちよ	ち	つ	ちゃ	ちゅ	ちよ	
NA	NI	NU	NE	NO	NYA	NYU	NYO						
な	に	ぬ	ね	の	にゃ	にゅ	にょ						
HA	HI	FU	HE	HO	HYA	HYU	HYO	HU					
は	ひ	ふ	へ	ほ	ひゃ	ひゅ	ひょ	ふ					
MA	MI	MU	ME	MO	MYA	MYU	MYO						
ま	み	む	め	も	みゃ	みゅ	みょ						
YA		YU		YO									
や		ゆ		よ									
RA	RI	RU	RE	RO	RYA	RYU	RYO						
ら	り	る	れ	ろ	りゃ	りゅ	りょ						
WA	I		E	O	N								
わ	ゐ		ゑ	を	ん								
GA	GI	GU	GE	GO	GYA	GYU	GYO						
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ぎゃ	ぎゅ	ぎょ						
ZA	JI	ZU	ZE	ZO	JA	JU	JO	ZI	ZYA	ZYU	ZYO		
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	じゃ	じゅ	じょ	じ	じゃ	じゅ	じょ		
DA	JI	ZU	DE	DO									
だ	ぢ	づ	で	ど									
BA	BI	BU	BE	BO	BYA	BYU	BYO						
ば	び	ぶ	べ	ぼ	びゃ	びゅ	びょ						
PA	PI	PU	PE	PO	PYA	PYU	PYO						
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	ぴゃ	ぴゅ	ぴょ						

<使用上の注意>

- ヘボン式ではB、M、Pの前のNは代わりにMをおく。
例：NAMBA 難波（なんば） HOMMA 本間（ほんま）
SAMPEI 三瓶（さんぺい）
- 長音のO、Uは記入しない。
例：おおき OKI さとう SATO
例：ようこ YOKO こうへい KOHEI
- 促音は子音を重ねて示す。
例：HATTORI 服部（はっとり） KIKKAWA 吉川（きっかわ）
ただし、チ（CH）音に限り、その前にTを加える。
例：HOTCHI 発地（ほっち） HATCHOBORI 八丁堀（はっちょうぼり）

3. 申請に関する変則・例外的取扱い

★★★ (1) 代理申請 【旅券法第3条6項、同法施行規則第7条】

書面手続の場合の旅券の申請は、原則として本人が都道府県の窓口に出向いて行わなければならないが、申請者の親族又は申請者が指定した者が申請者に代わり出向く場合には、代理申請が可能である。

ただし、早期発給申請、「紛失一般旅券等届出書」の届出およびこれを伴う新規申請を行う場合、居所申請、刑罰関係に該当する場合、申請書記載内容に疑義がある場合など、申請者に直接説明を求める必要があるときには代理申請は認められない。

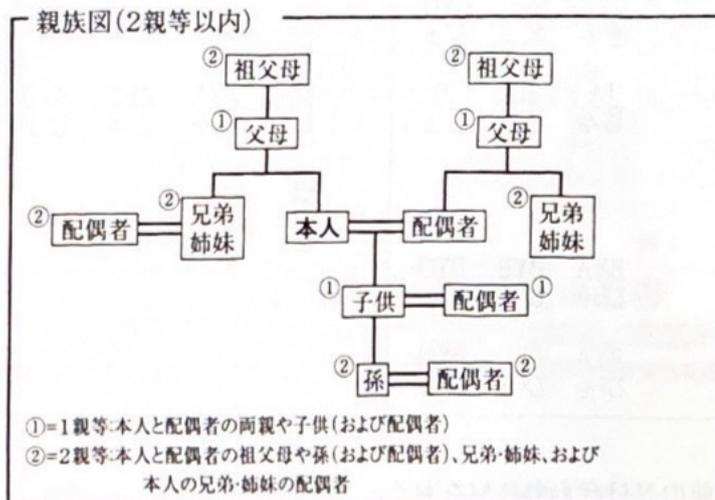
代理者は申請内容を熟知し、都道府県知事または領事官の指示を、申請者本人に確実に伝えることの出来る能力のある者でなければならない。なお、成年者が望ましいとされているが、未成年者を不可とする規定はない。

電子手続の場合は、申請者が15歳未満の未成年者については、その法定代理人を通じて申請する時に限り認められている。(旅券申請のほか、紛失・焼失の届出も同様)

また、あらかじめ代理提出を行なう法定代理人に関する情報をオンラインで届け出なければならない。

①親族による代理申請

申請者の配偶者又は2親等以内の親族。(姻族を含む)



②親族以外による代理申請

「申請者が指定するもの」(友人、同僚などで代理人としての行為を行い得ることが出来る責任ある個人)が代理申請することもできる。

ただし、代理人は当該申請前5年以内に旅券の発給を受けるに当って不正な行為をしていないことが条件となる。(次項の旅行者による場合も同じ)

③ 旅行者による代理申請

観光庁長官が交付する「旅行業登録通知書」または「旅行者代理業登録通知書」の写しを旅券申請窓口へ提出し、あらかじめ代理業登録を行う。(不要の窓口もある)申請の都度「外務員証」を提示する。また、必ず申請者本人から直接申請内容を確認する必要がある。

④ 提出書類と代理申請上の注意 【旅券法施行規則第7条】

書面手続の場合、一般旅券申請の際の必要書類に加えて、以下の書類が必要である。

★★★

1) 「申請書類等提出委任申出書」

本人以外の者、配偶者や2親等内の親族および指定した者による代理申請の場合は提出(記入)が必要。

申出書は一般旅券発給申請書等、各申請書の中に組み込まれている。

【申請者記入欄】代理で申請書類を提出する者(引受人)の氏名、住所及び申請者との関係を記入して代理人を指定。

【引受人記入欄】申請書の提出を引き受けた者(代理人)の連絡先電話番号、生年月日を記入。

ただし、法定代理人が出頭し申請書類を提出する場合、申出書の提出(記入)は不要である。

2) 申請者本人の身元確認書類(提示要)

★

3) 代理人の身元確認書類(提示要)

法定代理人、配偶者や親族であっても提示が必要。

身元確認書類については前述(P20参照、健康保険被保険者証や運転免許証など1点で可)の通り。旅行者の場合は外務員証が必要。

★★ (2) 未成年者(18歳未満)の申請

① 法定代理人の署名

書面手続により未成年者が旅券を申請する場合は、旅券申請書裏面の「法定代理人署名」欄に法定代理人の署名が必要である。

電子手続の場合は署名済の同意書を送信する。

② 法定代理人が遠隔地にいる場合

法定代理人が遠隔地において、署名を受けることが事実上困難な場合は、法定代理人から署名済みの「旅券発給申請同意書」をとりつけ、これに代えて提出することができる。なお、都道府県によっては郵送された封筒の添付を求められる場合がある。

(3) ^{きょしよ}居所申請 【旅券法第3条3項】

旅券は住民登録のある居住地の都道府県（または一部の市町村）に対して申請手続を行うのが原則であるが、他の都道府県に一時的に居住している下記の場合については、居所申請ができる。通常の申請に必要な書類に加え「居所申請申出書」および下記の書類を提出する。ただし、身元確認は住民登録地で行うので、申請書には住所（住民登録地）と居所を二段書きにすること。

なお、居所に居住している年数に関する規定はない。また、代理申請は認められていない。

※居所とは、個人の生活の本拠ではないが、ある程度の期間継続して居住している場所

居所申請の範囲	確認資料
① 海外からの一時帰国者（日本に住所を有していない者）	1) 査証又は再入国許可のある旅券、在留国の関係当局が発行した公文書（外国人登録証、永住証明書等）または戸籍の附票のうちいずれか1点
② 船員（寄港地に上陸している者）	1) 船員手帳 又は 船長又は所属会社の発行した居所（停泊地）を明記した証明書 2) 住民票の写し
③ 学生及び生徒（専修学校、専門学校及び各種学校の学生を含む）	1) 居所の記載のある学生証等の証明書 又は 居所の住居の賃貸借契約書等 2) 住民票の写し
④ 長期に出張、単身赴任等している者	1) 所属する会社が発行した居所証明書 又は 居所の賃貸借契約書等 2) 住民票の写し
⑤ その他	1) その他（旅券窓口にて確認のこと）

※確認資料については、各都道府県により若干異なるので注意

(4) 早期発給申請

早期発給は、人道上または業務上の理由により真にやむを得ないと判断された場合に限り認められている。

旅券の申請および受領は、原則として居住地の都道府県庁（または市町村）で行うが、急を要し、かつ都道府県知事または外務大臣が認めた場合は、直接外務省に出頭のうえ申請・受領（またはその一方）を行うことができる。

①人道上の場合

国外での事故、病気に基づく関係者に対し緊急渡航の場合に発給される（本人出頭が原則）。提出書類としては新規申請書類の他に以下の書類が必要となる。

- 1) 「早期作成願」（本人が作成し、署名する）
- 2) 緊急事態を立証する書類（Eメール、ファックス等）
- 3) 親族を証明する書類、戸籍謄本（除籍謄本でも可）

②業務の場合

突発的な業務で他の人（有効旅券を持っている人）に代えられない重要かつ緊急の渡航を要する場合に限って発給されるが、「人道上の場合」と異なり認められるケースは極めて限定的である。提出書類としては新規申請書類のほかに以下の書類が必要となる。

- 1) 「早期作成願」（会社が作成し具体的な理由を明記、会社の代表者又は責任者の印鑑と社判の押印が必要）
- 2) 出張命令証明書（会社が作成）
- 3) 電報、Eメール、ファックスなど緊急性を証明する書類（外国語の場合、邦訳も必要）

4. その他の申請

(1) 旅券の二重申請 【旅券法第4条の2・5条】

すでに、有効な旅券を所持している場合は、外務大臣または領事官が保護または渡航の便宜のため特に必要と認める場合を除き、二重に旅券の発給を受けることはできない。

現在、特例的に認められるのは、相互に対立関係にある地域（国）へ渡航するに当たり、現に所持する有効な旅券面に、当該対立関係地域の入国査証・入出国証印等があり、渡航の障害となると認められる場合である。この場合は、所持する旅券とは別に対立関係地域の一方を渡航先とした「限定旅券」の発給を申請することができる。なお、現に所持する有効な旅券は、重ねて発給される旅券が返納されるまで都道府県が保管する。

対立関係は流動的なので、対立国への渡航に伴う申請は事前に各都道府県の旅券事務所に問い合わせることが必要である。

必要書類は以下のとおり。

- 1) 現在有効な旅券
- 2) 日程表
- 3) 旅券窓口が指定した書類

対立関係国の入国歴を問題とする国々

(2025年1月現在)

イスラエル

アラブ諸国（レバノン、サウジアラビア、スーダン、シリア、リビア、イラク、イエメン、ソマリア）、イランなど

- (注1) アラブ諸国やイランがイスラエルへの入国歴を問題にしている。イスラエルは右側の各国経由の入国を認めている。
- (注2) アフリカ諸国は政治的な情勢が流動的なため、その都度大使館に照会する必要がある。
- (注3) 中国と台湾は二重発給の対象とはならない。
- (注4) 上記はあくまで参考資料とし、関係国の政治、外交政策の変化や出入国規則の運用などに注意し、渡航手続に際してはケースバイケースで再確認が必要である。

(2) 現有旅券の切替（新規）申請

★★★ ① 数次往復用一般旅券の切替 【旅券法第5条・10条・11条】

現有旅券の有効期間が残っていても、次の場合、切替申請（新規発給申請となる）をすることができる。

- 1) 残存有効期間が1年未満となったとき（※1）
- 2) 記載事項に変更が生じたとき（残存有効期間にかかわらず可能）
- 3) 査証欄に余白がなくなったとき（残存有効期間にかかわらず可能）
- 4) 著しく損傷したとき（同上）
- 5) 外務大臣または領事官が保護または渡航の便宜のため特に必要があると認めたとき

（※1）下記②のように旅券にある一定期間以上の有効期間が残っていることを要求する国があることによるものである。

現有旅券の残存有効期間が1年を超える場合であっても、渡航先国等の事情により現時点での切替発給が必要であると認められるときは、「渡航先国の関係法規などに関する事情説明書（様式自由）」を提出し、新規発給申請をすることができる。渡航先によっては上記の事情説明書なしで切替申請ができる。

必要書類についてはP38参照

② 旅券に残存有効期間を定めている主な国・地域

（2025年1月現在）

国名	残存有効期間	国名	残存有効期間
ベルギー	6ヵ月以上（入国時）	中国	6ヵ月以上が望ましい（入国時）
インドネシア	〃	ニュージーランド	1ヵ月以上（出国時）
マレーシア	〃	エジプト	6ヵ月以上（査証申請時）
シンガポール	〃	トルコ	150日以上（入国時）
タイ	〃	イタリア	3ヵ月以上（注1）
韓国	3ヵ月以上（入国時）	スイス	〃
香港（中国）	1ヵ月+滞在日数以上（入国時）	フランス	〃

● 「帰国時まで有効期間があれば可とする国」：オーストラリア、英国、ブラジル、メキシコ、台湾など。なお、米国は入国時90日以上必要とされているが、90日未満の場合は旅券の有効期限までの滞在許可となる。

● 国によっては、査証申請時と入国時（査証不要の場合）や、目的などによって残存有効期間が異なることがある。

（注1）シェンゲン協定加盟国出国時。他にドイツ、スウェーデン、スペインなど多数。

(3) 新規発給申請以外の申請

★★★ ①残存有効期間同一旅券 【旅券法第5条4項、第10条】

一般旅券の発給を受けた後に旅券の記載事項に変更が生じた場合、および査証欄に余白がなくなったときは、新たな旅券の発給申請または残存有効期間同一旅券の申請のどちらかを選択することができる。(残存有効期間にかかわらず可能)

残存有効期間同一旅券は、残存期間同一用の一般旅券発給申請書で行なうもので、現有旅券と有効期間満了日が同一となる旅券。訂正された内容は顔写真のページやICチップに反映され、所持人署名や顔写真および旅券番号は新たなものとなる。

次の場合には発給申請ができる。

- 1) 婚姻や養子縁組等により、戸籍上の姓を変更したとき
- 2) 家庭裁判所の許可を得て、戸籍上の姓または名を変更したとき
- 3) 国際結婚等により姓・名を別名併記する必要性が生じたとき
- 4) 本籍の都道府県名が変わったとき
- 5) 家庭裁判所の審判により、性別の取扱いの変更をしたとき
- 6) 戸籍上の生年月日の変更があったとき
- 7) 旧姓を別名併記する必要性が生じたとき
- 8) 査証欄に余白がなくなったとき

*発給手数料6,300円(国4,000円、都道府県2,300円) 必要書類はP38参照

上記旅券は現有旅券の残存有効期間が長い場合は経済的なメリットがある。

申請方法については、書面手続、電子手続共に切替(新規)申請に準じる。

申請にあたっては代理申請(P28参照)が可能であるが、受領の場合は名義人本人でなければ受領することができない。また、記載事項の変更の場合は、変更を立証する書類(戸籍謄本など)の提示・提出が必要となる。

*電子手続の場合は400円減額される。

②渡航先追加申請

渡航先を特定した限定旅券の交付を受けた後に、新たな渡航先国名を旅券面に追加する場合に行う申請。

(4) 外国での取扱い

★★ ①在留届 【旅券法第16条、同法施行規則第15条】

外国に住所または居所を定めて3ヵ月以上滞在する場合は、旅券法の規定にしたがって、その居住地を管轄する領事官へ遅滞なく在留届を届出なければならない。届出はインターネットによる「在留届電子届出システム（ORRnet）」のほか郵送、FAXでもできる。届出後、帰国又は他へ移転、あるいは緊急連絡先など届出た事項に変更のあったときには、必ずその旨の届出が必要である。

②外国での旅券申請手続

外国滞在中あるいは、旅行中に旅券申請の必要が生じた場合には、日本国内と同様に滞在国の領事官に対して旅券申請を行うことができる。

必要書類は、原則的に日本国内と同じ扱いとなる。

★ ③帰国のための渡航書 【旅券法第19条の3、同法施行規則第22条】

外国での旅券の発給申請にあたっては相当な日数を要するため、以下の場合旅券に代えて「渡航書」の発給を申請することができる。

また領事官は、渡航書の有効期間や帰国の経由地を指定することができる。

- 1) 海外旅行中に旅券を紛失・盗難または焼失した場合で、帰国までに旅券を取得する時間的な余裕がないとき
- 2) 旅券の発給を受けることができないとき
- 3) 旅券の返納命令により返却したとき

紛失届も同時に行う必要があるため、以下の書類が必要となる。

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1) 渡航書発給申請書 | 1通 |
| 2) 紛失一般旅券等届出書 | 1通 |
| 3) 写真 | 2枚 |
| 4) 警察署による盗難・紛失証明書 | |
| 5) 戸籍謄本や旅券のコピー等日本国籍を有することを証明する文書 | 1通 |
| 6) eチケットお客様控または予約確認書 | |

電子手続を行なう場合には、上記に相当する情報並びに自署の画像および写真等を送信する。

「渡航書」により帰国したあと旅券申請をする場合は、新規発給申請（5年または10年旅券）となる。申請の際には、新規申請に必要な書類のほか、帰国した際の「渡航書」を提出することになる。

(5) 届出・返納・罰則

★★ ①紛失・盗難または焼失の届出 【旅券法第17条、同法施行規則第16・17・18条】

旅券を紛失・盗難または焼失した場合は、ただちに国内にあっては都道府県に本人が都道府県知事を経由して外務大臣に、海外にいるときは最寄りの領事官に届出て、旅券の失効手続きを受けなければならない。その届出があったとき当該旅券は失効する。なお国内においては、急を要する場合で、必要と認められるときは、外務大臣に届出ることができる。真にやむを得ない理由により自ら届出ることが困難と認められた場合は、代理人（書面手続の場合は配偶者、2親等内の親族、指定した者、電子手続の場合は、P28の条件に準ずる）による届出が認められている。

必要書類は以下の通り

- | | |
|----------------------|---------|
| 1) 紛失一般旅券等届出書 | 1通 |
| 2) 写真 | 1枚 |
| 3) 身元確認のための書類 | 1点または2点 |
| 4) 紛失・盗難または焼失を立証する書類 | |
| 5) 住民票の写し | |

同時に新たな旅券を申請する場合の必要書類はP38参照

②旅券の失効 【旅券法第18条】

上記による届出があったときに当該旅券は失効する。紛失・盗難または焼失した旅券は外務省にて失効処理がなされたあと、当該旅券の情報が官報に掲載され、あわせて海外の関係当局に通知される。また、届出後に紛失した旅券が見つかった場合でも、届出を取り下げることができない。

③旅券の返納 【旅券法第19条】

旅券が失効したとき又は返納命令を受けたときは、外務大臣又は都道府県知事に、海外にいるときは領事官に、遅滞なく返納しなければならない。なお、外務大臣や領事官は、以下に該当する場合は、期限を設けて旅券の返納を命じることができる。

- 1) 刑罰等関係該当者に該当すると判明した場合、または該当するに至った場合。
- 2) 錯誤、または過失により旅券の発給、渡航先の追加をした場合。
- 3) 旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合。
- 4) 滞在先において、日本国民の一般的な信用または利益を著しく害しているため、その渡航を中止させて帰国させる必要がある場合。

なお、返納すべき旅券の名義人が保有することを希望するときは、その旅券に消印処理を行ってもらう必要がある。

④罰則

旅券の不正使用、譲渡、貸与、偽造や返納に応じないときは、旅券法により5年～7年以下の懲役又は300～500万円以下の罰金が課せられる。

5. 受領 【旅券法第8条、同法施行規則第11条】**(1) 受領手続****①必要な書類**

受領に必要な書類は以下のとおり。

- 1) 旅券（パスポート）引換書（一般旅券受領証）
- 2) 所定の手数料に相当する額の収入印紙・証紙
- 3) 現有旅券（所持している場合）

★★ ②受領手続 【旅券法第8条】

新たに発給申請（切替申請も含む）をした旅券は本人でなければ受領できない。したがって、年齢にかかわらず、旅券の名義人本人が出頭する必要がある（法定代理人でも不可）。出頭に当っては、引換書に印紙ならびに証紙を貼付し、受領者署名欄に署名して受領窓口へ提出する。ただし病気、身体の障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由で出頭できないと認められた場合、代理の者を指定できる。その場合「交付時出頭免除願書」1通および証明する書類等の提出が必要である。

③記載事項の確認 【旅券法第10条3項】

受領した旅券の記載事項の確認が必要。記載事項に誤りがあった場合で特に必要と認めるときは、新規申請を行うことなく、職権による新たな旅券の発給を行っている。

★★★ (2) 旅券受領の期限 【旅券法第18条1項二号】

旅券は発行日から6ヵ月以内に受領しなければ、その6ヵ月を経過したときをもって失効する。（国外においては、領事官がやむを得ない事情があると認めたときを除く）この場合、新たに発給を希望する場合は新規発給申請の手続をとるが、前回申請の受領証とともに「前回受領しなかった理由及び今回は必ず受領する」旨を記入した「未交付失効旅券届出書」等を提出しなければならないことになる。

★★ 6. 申請に必要な書類一覧

(2025年4月現在)

手続の種類	申請に必要な書類	代理申請の可否	代理受領の可否	手数料 収入印紙 } (注4) 及び証紙 (東京都は現金)		
				10年旅券	5年旅券	子供旅券 (12才未満)
新規発給申請	1.一般旅券発給申請書 1通 2.戸籍謄本 1通 3.身元確認の書類 (本文参照) 4.写真 1枚 5.住民票の写し (注1) 6.以前に取得した旅券	可 (注2)	不可	16,300円 内訳 収14,000円 証 2,300円	11,300円 内訳 収 9,000円 証 2,300円	6,300円 内訳 収 4,000円 証 2,300円
<p>・有効旅券の紛失・盗難・焼失の届出と同時に旅券申請：上記書類1～3、4 (2枚)、5に加え、「紛失一般旅券等届出書」、「紛失・焼失を立証する書類」が必要。</p> <p>・外国で紛失・盗難・焼失し「帰国のための渡航書」で帰国：上記書類1～5に加え、「帰国のための渡航書」が必要。</p>						
切替申請 (申請内容別 必要書類)	残存有効期間が1年未満： 査証欄の余白なし：	上記書類1、4～6 (現有旅券) が必要。ただし旅券の記載事項に変更がある場合は、2も必要				
	旅券の損傷：上記書類1、3～6 (現有旅券) に加え「事情説明書」が必要。ただし、記載事項が判別できないほどの重度の損傷がある場合は、2も必要。					
残存有効期間 同一旅券 (姓・本籍等旅券の記載事項の変更、査証欄に余白がなくなった場合)	1.一般旅券発給申請書 1通 (残存期間同一用) 2.現有旅券 3.写真 1枚 4.戸籍謄本 1通 (注3) 5.現住所の確認のための書類 6.その他 (都道府県により)	可 (注2)	不可	6,300円 内訳 収 4,000円 証 2,300円 (有効期間満了日は2.現有旅券と同一日)		

※電子手続の場合は、上記書類を電子化し送信することにより行う。(戸籍謄本は不要)

※上記手続きを現在所持する有効旅券の交付を受けた都道府県庁以外で行う場合、現住所記載の身元確認書類が必要。また、代理申請や居所申請、早期発給等の場合は上記の他に必要な書類がある。

(注1) 住基ネットシステムを利用する場合は提出不要 (居所申請の場合は必要)。

(注2) 代理申請が不可の場合もあり。代理申請の項 (P28) 参照。

(注3) 記載事項変更後のもの。査証欄の余白がなくなった場合は不要。

(注4) 電子手続 (マイナポータル利用) の場合は都道府県の手数料が400円減額される。

- ・過去5年以内に旅券の発給申請を行い、6ヵ月以内に受領せず失効となった場合、上記の発給手数料に6,000円 (国4,000円、都道府県2,000円) を加えた額となる。

理解度チェックー1 (解答はP200～201)

問1. 旅券に関する記述で、正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

- ① 書面手続により同一戸籍内にあるものが同時に旅券を申請する場合、1人が代表して戸籍謄本を提出すれば他の者は謄本の提出が省略できる。
- ② 残存有効期間が1年以上ある場合、理由の如何を問わず旅券の切替申請はできない。
- ③ 残存有効期間が1年未満となったために切替申請をする場合、記載事項に変更がなければ戸籍謄本の提出は省略できる。
- ④ 5年旅券と10年旅券は別々の申請書を使用する。
- ⑤ 満18歳以上の者は、10年有効な旅券を申請することができる。
- ⑥ 長期に出張、単身赴任をしている会社員が、居所にて新たに旅券申請を行う場合、居所を証明する会社の書類等の提出が必要となる。
- ⑦ 残存期間同一用の一般旅券発給申請書で旅券の発給申請ができるのは、名義人の氏名、本籍の都道府県名、生年月日及び性別の変更に限られている。
- ⑧ 新規旅券の受領にあたっては、真にやむを得ない場合を除き、法定代理人であっても代理受領をすることはできない。
- ⑨ 書面手続の場合、印鑑登録証明書と実印の2点で身元確認書類になる。
- ⑩ 数次往復用一般旅券は発行日から6ヵ月以内に出国しないとその旅券は失効する。
- ⑪ 旅券には名義人の写真や名前、指紋データを暗号化して組み込んである。
- ⑫ 18歳未満の者でも、法定代理人の承諾があれば10年間有効の旅券を申請することができる。
- ⑬ 日本国内において申請した旅券は発行日から6ヵ月以内に受領しないと無効となる。
- ⑭ 旅券の残存有効期間が1年未満となった場合、新規旅券に切替申請をすることができる。
- ⑮ 旅券申請時に提出する戸籍謄本は、6ヵ月以内に発行されたものに限られる。
- ⑯ 書面手続の場合、旅券申請時に失効後1年を経過した旅券1点を提示すれば、身元確認書類として認められる。
- ⑰ 残存有効期間同一旅券は、現有旅券の残存有効期間と旅券番号が同一となる旅券である。
- ⑱ 旅券の所持人自署欄に本人の署名が困難な場合、渡航に同行を予定している者が、本人に代わって記名することは可能である。
- ⑲ 書面手続の場合、旅券の代理申請を行う者は、18歳以上の成年者でなければならない。
- ⑳ 未成年者が旅券を申請する場合、申請書に法定代理人の署名および押印が必要である。
- ㉑ 国内で紛失した旅券は、その旅券の名義人が都道府県知事（緊急の場合は外務大臣）に紛失した旨を届け出て、新たに有効な旅券が交付されたときに効力を失う。
- ㉒ 本籍や姓などの記載事項が変更になったときは、新たな旅券の発給申請をすることができる。
- ㉓ 外国で旅券を紛失し「渡航書」で帰国した場合は、再度紛失した旅券と同じ効力の旅券を発給する再発給申請制度がある。

- ②④日本国内において、婚姻により姓および本籍が変更となり、新たに旅券を申請する場合、旧姓を併記する必要が生じ外務大臣が必要と認めたときは、旧姓を併記することができる。
- ②⑤査証欄に余白がなくなった場合、残存有効期間同一旅券を申請することができる。
- ②⑥12歳の時に交付を受けた旅券の残存有効期間が残り1年となったため、旅券の切替申請を行なう場合、有効期間が10年の旅券を申請することができる。
- ②⑦外国に居住地を定めて1ヵ月以上滞在する場合には、居住地を管轄する領事官へ在留届を届出しなければならない。
- ②⑧旅券の発給申請に際し、申請者に代わって出頭する者は、「申請書類等提出委任申出書」の提出が必要となるが、法定代理人が出頭する場合は提出の必要がない。
- ②⑨書面手続の場合、健康保険資格確認書は、1点で身元確認書類になる。
- ③⑩書面手続による旅券の申請にあたり、都道府県知事が都道府県知事保存の本人確認情報のうち、個人番号以外のものを利用するときは、戸籍謄本の提出を省略することができる。
- ③⑪有効期間が満了となった旅券を返納のうえ、書面手続により新たに旅券を申請する場合、申請者の氏名および本籍の都道府県名などに変更がなければ、戸籍謄本の提出を省略することができる。
- ③⑫旅券の有効期間が海外において満了となった場合でも、日本帰国までは有効旅券とみなされ、帰国した時点で失効となる。
- ③⑬残存有効期間同一旅券は、当該旅券の残存有効期間が3年以上ある旅券の場合のみ、申請することができる。
- ③⑭査証欄に余白がなくなったときは、新たな旅券の発給申請をすることができる。
- ③⑮書面手続による旅券の発給申請にあたり、申請者が配偶者を指名して、申請に必要な書類一式を提出するとき、配偶者自身の身元確認書類の提示の必要はない。
- ③⑯書面手続による旅券申請の場合、申請者に代わり出頭する者は、当該申請の内容をよく知り、かつ都道府県知事または領事官の指示を申請者に確実に伝達する能力がある者でなければならない。
- ③⑰電子手続による旅券の代理申請は、申請者が未成年者または成年被後見人であって、かつ国内においてその法定代理人を通じて行うときに限られる。
- ③⑱外務大臣または領事官は、海外旅行中に旅券を紛失・盗難または焼失し、かつ帰国までに旅券を取得する時間的な余裕がない者に限り、その者の申請に基づいて、必要があると認める場合には、旅券に代えて渡航書を発給することができる。
- ③⑲電子手続による旅券申請の場合の身元確認の方法は、個人番号カードまたは運転免許証の情報を送信することによって行われる。
- ④⑩有効な旅券を著しく損傷した場合、新規旅券の発給申請を電子手続により行うことができる。

問2. 書面手続の場合、次のうち1点で身元確認書類となるものを選びなさい。(2025年4月現在)

- ①厚生年金手帳 ②小型船舶操縦免許証 ③国外運転免許証
- ④後期高齢者医療資格確認書 ⑤宅地建物取引士証 ⑥旅行業務取扱管理者証
- ⑦学生証(写真付) ⑧個人番号カード ⑨会社の身分証明書(写真付)
- ⑩運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付されたもの)

問3. 入国時または出国時に旅券の残存有効期間を定めている国がありますが、次の国のうち「6ヵ月以上の残存有効期間が必要な国」を選びなさい。(2025年1月現在)

- ①英国 ②スイス ③シンガポール ④台湾 ⑤イタリア
- ⑥タイ ⑦マレーシア ⑧インドネシア ⑨ニュージーランド

第3章 予防接種

(1) 予防接種の目的

世界各地にはいろいろな感染症（＝伝染病）が発生しているが、各国とも自国に感染症が侵入することを防止するため、空港、海港、国境に検疫所を設置し、世界保健機関（WHO）が定めた国際保健規則（IHR）にしたがって、各々の国内法（日本では検疫法他）に基づき検疫を実施している。

したがって、旅行者は渡航先によっては、定められた感染症の予防接種を済ませ、予防接種証明書を携帯し、検疫官に提示する必要がある。

〔参考〕 世界保健機関 WHO (World Health Organization)

国際保健規則 IHR (International Health Regulations)

(2) 検疫感染症

検疫感染症とは、感染症のうち、通常は国内に常住しない病原体が船舶または航空機などを介して侵入することを防ぐため、関係官庁において特別な措置を講じる必要がある感染症のことをいう。下表は「検疫法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づく分類であるが、このうち太字が検疫法及び検疫法施行令等で定める**検疫感染症**である。

(2025年1月現在)

感染症法による分類	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱
	二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）
	三類感染症	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢
	四類感染症	黄熱、ポツリヌス症、E型肝炎、A型肝炎、Q熱、狂犬病、炭疽、マラリア、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症など
	五類感染症	インフルエンザ（除く鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ）、ウイルス性肝炎（E型・A型を除く）、梅毒、新型コロナウイルス感染症など
	新型インフルエンザ等感染症	

(3) 予防接種の現状

国際保健規則により渡航者に予防接種証明書の携帯を義務付けることができるのは、現在、黄熱だけで、他の感染症についての予防接種は、入国の条件として特に要求することのない旨定めている。しかしながら予防接種証明書の携帯を要求する国もあるので、渡航先によっては、確認の上、必要に応じ予防接種を済ませることが必要である。

①黄熱予防接種証明書を要求される場合

特定の国（主にアフリカの熱帯地域や南アメリカの熱帯地域の国）では、黄熱予防接種証明書を掲示しないとその国に入国ができない。また、黄熱の流行国からの旅行者は、その他の国々へ入国するときや航空機乗り換えのための経由であっても、黄熱予防接種証明書を要求される場合があるので、注意が必要である。

黄熱予防接種証明書は、WHOが承認したワクチンを用い、かつWHOに登録された各国の黄熱接種機関が予防接種したものに限り有効であるので、接種場所は限られている。黄熱の予防接種は皮下接種で、接種後10日目から生涯有効となっている。

②その他感染症の汚染国・地域への渡航

行き先の国や地域、期間、旅行形態、自身の年齢、健康状態などにより必要な予防接種は異なるので、事前に渡航先の感染症情報を収集するとともに、それぞれの予防接種について理解した上で、どれが必要かは渡航予定者一人ひとりが決める必要がある。

(4) 予防接種証明書 (International Certificate of Vaccination)

証明書は黄色であるため、通称イエローカード (Yellow Card) と呼ばれている。

ミニ情報

検疫所の情報についてもっと詳しく知りたい場合は
お近くの検疫所のホームページ または
厚生労働省検疫所 <https://www.forth.go.jp> を参照ください

第4章 査証手続

1. 査証 (Visa)

(1) 査証とは

査証とは、渡航先国の在日大使館又は領事館の領事が、渡航者の入国資格があることを証明し、本国に推薦するものである。つまり、査証そのものが入国許可証という訳ではなく、最終的な入国許可は、入国時に入国審査官によって決定されるものである。

したがって、必要な査証とは、入国時の目的に応じた査証のことであり、申請時と入国時で目的が異なる場合は認められず、入国は不可能となる。査証の区分は国により異なり、目的に応じて細かく条件を定めて厳しく制限している国や、緩やかに対応する国、観光客に限って査証不要とする国などさまざまである。査証要否は、渡航者の国籍国と渡航先国との取決めによる。日本国籍の渡航者は査証不要でも、外国籍の渡航者の場合は査証が必要となることもある。また、インターネットにて取得できる電子査証を発給している国もある。

(2) 査証の種類

①入国回数による区分

- 1) 一回用査証 (Single Visa) : 通常「シングル・ビザ」と呼ぶ。一度入国し、出国すればその査証の効力がなくなる。再入国の時には、改めて査証の取得が必要。
- 2) 数次用査証 (Multiple Visa) : 通常「マルチプル・ビザ」と呼ぶ。有効期間内なら複数回入国可能。有効期間は国によって異なる。

②入国目的による区分

- 1) 入国査証 (Entry Visa) : 「エントリー・ビザ」と呼ぶ。入国の目的に応じて交付される査証で、国によって区分が異なる。
- 2) 通過査証 (Transit Visa) : 「トランジット・ビザ」と呼ぶ。単に、旅行途中の経由地として短時間滞在する場合や、乗り継ぎのために滞在したり、国内を移動する場合に交付される査証である。

③滞在目的による区分

国により査証の区分は異なるが、一般的には、次のような入国・滞在の「目的」別に分類される。

- 1) 外交査証 : 大使・公使等の職業外交官、領事・その家族及び使用人が所持する外交旅券に、当該国へ赴任する上記関係者に発給される査証。口上書要。

- 2) 公用査証：公用旅券をもって当該国へ公用（外交以外）で渡航する者およびその家族に発給される査証。口上書要。
- 3) 観光査証：ツーリスト（Tourist）、ビジター（Visitor）として一時訪問（観光・知人訪問等）に発給される査証。
- 4) 商用・業務査証（短期）：国によっては滞在期間が30日以内～3ヵ月以内など異なるが、商談・視察・契約・会議出席・業務打合せなど業務上の目的で渡航する場合に発給される査証。
- 5) 駐在員査証（長期）：商社、貿易会社、銀行、保険会社、航空・船舶会社、旅行業者等、現地法人、合併会社、連絡・駐在員事務所等に赴任する駐在員（社員・管理職・役員）及びその同居のための家族に発給される査証。
- 6) 留学生査証：外国人留学生受入れの許可を持っている学校で勉強する目的で渡航する学生及びその家族のために発給される査証。原則として留学期間終了次第帰国しなければならない。
- 7) その他：乗務員（航空機・船舶などの）のために発給される査証、移民（永住）など海外移住者のために発給される査証など。

(3) 査証の有効期間と滞在可能日数

①有効期間

「有効期間」とは、現地での「滞在可能日数」ではなく、査証発給日から数えて最低〇〇日以内にその国に入国しなければ、査証が無効になるという意味である。

②滞在可能日数

発給された査証には滞在可能日数が明記される場合と、明記されない場合があるが、記載の有無に関わりなく滞在可能日数(期間)は、入国時に入国審査官が決定する。

2. 査証の取扱い

★ (1) 査証の要・不要

① 査証免除国

日本国籍を有する者が観光（国によっては商用・会議出席等も含む）を目的として下記の国へ渡航する場合、一定の条件の下、規定の滞在期間内であれば、無査証で入国することができる。（入国時に入国許可が発給される場合も含む）

なお、記載の情報は変更されることがあるので注意が必要。

(2025年1月現在)

地域名	主たる国（または地域）
アジア	シンガポール、韓国（注1）、台湾、中国、香港、マカオ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、タイ、モンゴル、モルディブ
北米・中南米	米国（注2）、カナダ（注1）、メキシコ、ジャマイカ、ベネズエラ、ペルー、アルゼンチン、チリ、ブラジル
ヨーロッパ	英国（注1）、アイルランド、【クロアチア、オーストリア、ドイツ、アイスランド、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン、マルタ、イタリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、チェコ、ハンガリー、ポーランド、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロバキア、スロベニア、スイス、ブルガリア、ルーマニア】、キプロス
ミクロネシア 大洋州	ニュージーランド（注1）、グアムおよび北マリアナ諸島（注3）、パラオ、ニューカレドニア、フィジー、フランス領ポリネシア（タヒチ）
中東・アフリカ	イスラエル、アラブ首長国、トルコ、モロッコ、南アフリカ、ボツワナ

（注1）日本国籍者を含む一時滞在査証免除国籍の旅行者は、事前に電子渡航認証（韓国はK-ETA、英国はETA、カナダはeTA、ニュージーランドはNZeTA）の取得が必要（P63参照）

（注2）VWP（P48参照）を利用する場合は査証不要だがESTA取得が必要

（注3）GCVWP（P49参照）またはVWP（注2参照）を利用する場合は査証不要

※【】内はシェンゲン協定加盟国（P64・65参照）なお、2025年より電子入国許可（ETIAS）が必要となる予定

※査証免除についての最新情報は、各国大使館にて確認下さい。

査証不要の場合の適用条件（主な例）

（2025年1月現在）

国名	滞在期間	適用条件
台湾	90日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光、業務、親族訪問、公用目的に限る ○ 出国航空券が必要 ○ 旅券の残存有効期間が帰国日まで有効
タイ	60日以内 (陸路の場合は大使館確認)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光、業務目的に限る ○ 予約済の出国の航空券と滞在費を所持していること ○ 旅券の残存有効期間が入国時6ヵ月以上必要
ベトナム	45日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光、業務目的の滞在 ○ 予約済の出国の航空券が必要 ○ 旅券残存有効期間は入国時6ヵ月以上有効
英国	6ヵ月未満	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出国用予約済航空券が必要 ○ 旅券の残存有効期間が帰国日まで有効
ミクロネシア連邦	30日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地で60日まで延長が可能 ○ 出国の航空券が必要 ○ 旅券残存有効期間が入国時120日+滞在日数以上が必要
フランス領ポリネシア（タヒチ）・ニューカレドニア	180日間で90日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光、商用目的の滞在 ○ 旅券の残存有効期間が出国時3ヵ月以上 ○ 出国の航空券が必要 ○ 海外傷害保険、滞在費用証明持参が望ましい

②観光目的の短期滞在に対して査証を必要とする国

（2025年1月現在）

取得方法	主たる国
在日領事館または現地取得	インド（注1）、カンボジア（注1）、ネパール（注1）、エジプト（注1）、ヨルダン（現地取得可）、インドネシア（現地到着時）、ジンバブエ（現地到着時）、マダガスカルなど
電子査証または認証のオンライン取得	ケニア（注2）、キューバ（デジタル観光査証）、スリランカ（ETA）、オーストラリア（ETA P50参照）、タンザニア

（注1）現地到着時の取得も可能となっているが、日本取得が望ましい。（一部電子査証あり）

（注2）電子渡航認証

(2) 米国との査証相互免除

日本と米国の間では査証免除協定が締結され、査証免除プログラムが導入されている。また、これとは別にグアムおよび北マリアナ諸島に渡航する場合、グアム・北マリアナ査証免除プログラムが導入されている。短期の観光・商用（B-2・B-1）を目的として入国する際に、一定の条件の下で査証が免除されるもので、一つでも条件にあてはまらない場合、従来どおり目的別の査証を取得しなければならない。

★ ①米国査証免除

査証免除プログラム（Visa Waiver Program —— VWP）と呼び、日本を含めた41ヵ国(地域)(2025年1月現在)に適用されている。適用条件は以下のとおりである。

- 1) 日本国籍を有し、帰国日まで有効（入国時90日以上が望ましい）な日本国発行のIC旅券を所持していること。なお、「帰国のための渡航書」は非IC旅券と見なされ、米国経由で帰国の場合は査証取得が必要となる。
- 2) 観光・商用・会議出席やトランジットなどを目的としていること。したがって、その他の目的の場合は、査証が必要。
- 3) 滞在日数が、90日以内であること。（延長、滞在資格変更は不可）
- 4) 渡航前にESTA=エスタ（電子渡航認証システム）による渡航認証を取得していること。（次ページ参照）
- 5) 日本への復路航空券（eチケットお客様控）または米国隣接諸国（カナダ・メキシコ・カリブ海諸国）以外の各国を最終目的地とする航空券を所持していること。復路航空券は、搭乗日がオープンや空席待ちでも可。
- 6) 査証免除協定参加航空（船）会社を利用し入国すること。（日本と米国間の定期便航空会社は全社参加している。）カナダやメキシコから陸路で入国する場合も適用対象となる。査証免除により米国に入国した後、90日の期間内にカナダ、メキシコに一時出国し、再入国する場合には、査証が免除される。
- 7) 2011年3月1日以降にイラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメン、北朝鮮の8ヵ国および2021年1月12日以降にキューバに渡航または滞在したことがないこと。またはこれらの国との二重国籍者でないこと。（ただし、公的機関による公務、人道支援、報道関係、合法的な商用等が目的で渡航した場合は個々に審査され免除可否が決定される。否の場合、査証取得が必要となる。）

米国入国の際には入国審査官に、旅券、税関申告書およびeチケットお客様控を提出し審査を受ける。なお、入国の際に指紋採取と顔写真の撮影が行われる。

適用地域は、米国本土、アラスカ、ハワイ、グアム・北マリアナ諸島、プエルトリコ、米領ヴァージン諸島を含む。

②グアム・北マリアナ（CNMI）査証免除

グアムおよび北マリアナ諸島（Commonwealth of the Northern Mariana Island = CNMI）に無査証で渡航する場合、前述のVWPのほかグアム・北マリアナ諸島連邦査証免除プログラム（Guam-CNMI Visa Waiver Program = GCVWP）による入国となる。日本を含む12カ国（地域）（2025年1月現在）が対象となっている。

- 1) 目的地はグアムまたは北マリアナ諸島（サイパン等）であること。
- 2) 商用、観光を目的としていること。
- 3) 日本国籍を有し、日本国発行のIC旅券を所持していること。旅券は帰国日まで有効なもの（入国時45日以上が望ましい）。
- 4) 滞在日数が45日以内であること。
- 5) 譲渡不可で、出国日がグアムあるいは北マリアナ諸島に入国した日から45日以内に出国することが確認できる航空券（eチケットお客様控）を所持していること。
- 6) グアム-北マリアナ諸島連邦電子渡航認証（Guam-CNMI ETA）とデジタル税関申告書が必要。
- 7) ESTAは不要。

グアム、サイパンに46日以上90日以内の滞在もしくはグアム、サイパンから引き続きハワイや米国本土などの米国領の他都市に旅行する場合は、前述のVWPを利用してグアム、北マリアナ諸島（サイパン等）に入国しなければならない。またその場合にはVWPの適用条件を満たす必要がある。

★★ ③ESTA=エスタ（米国電子渡航認証システム）について

査証免除プログラム（VWP）を利用し、無査証で米国へ渡航・通過する全ての渡航者（乳幼児も含む）は、ESTA（=Electronic System for Travel Authorization）による認証取得が義務付けられている。認証の有無は米国へ出発する際の航空（船）会社のチェックイン時に確認され、取得していない場合は搭乗（乗船）できない。また、陸路で入国する場合は入国地点で確認される。取得するにはインターネットを通じて米国当局のウェブサイトアクセスし、その画面上で申請手続きを行う（有料。21USドル）。回答に時間がかかる場合もある為、72時間前までに取得しておくことが望ましい。なお、ESTA渡航認証が拒否された場合は査証申請が必要。渡航者本人が申請・取得することが困難な場合は、旅行会社や家族・知人が代わって申請することもできる。有効期間は2年間または旅券の残存期間のどちらか短い方となる。有効期間内は複数回の渡航が可能。また、入国時に有効であれば滞在中に期限切れとなっても可。ただし、以下の場合、認証取得は不要となる。

- 1) グアム・北マリアナ諸島査証免除プログラム（GCVWP）を利用する渡航者
- 2) 米国入国目的に適した有効な査証を所持、または査証が必要な渡航者

(3) 特殊な査証・取扱い

査証の申請には、国によってはいろいろな取り扱い方がされている。その主なものは下記の通り。

★★ ① オーストラリアのETA (Electronic Travel Authority=電子渡航許可)

オーストラリアでは、入国手続きの合理化の一環として、アプリを利用した電子渡航許可を発給している。ETAは従来の査証に代わる入国許可で、3ヵ月以内の短期観光及び商用等を目的としたオーストラリアへの入国を電子上で許可するもの。従来のように旅券や申請書等は必要とせず、オーストラリアETAアプリを利用して取得するものである。ETAは現在、観光(3ヵ月以内の短期語学留学を含む)、短期商用(会議出席、添乗、視察等を含む)の2種類があり、有効期間は1年または旅券の残存期間のどちらか短い方。なお、ETAの条件に合致しない場合は、従来どおりの査証申請となる。

② 団体査証

個人査証と団体査証(人数基準は国によってさまざま)とでは取扱い方を分けている国があるが、団体で査証を受付ける国としては、エジプトなどがある。

③ 台湾の査証

中国との関係で、台湾の査証を取得する場合は大使館ではなく、台北駐日経済文化代表處という組織に申請することになっている。

④ ワーキング・ホリデー・ビザ(2025年1月現在)

両国の青少年が相手国の文化及び一般的な生活を知る機会を拡大するため、一定期間観光を主目的として在留し、旅行費用の不足を補うため観光に付随して働くことができるという趣旨で設定されたもので、日本と協定を結んでいるのは、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス、ドイツ、英国、アイルランド、デンマーク、韓国、台湾、香港、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、オーストリア、スロバキア、ハンガリー、スペイン、チェコ、アルゼンチン、チリ、アイスランド、リトアニア、エストニア、オランダ、スウェーデン、フィンランド、ラトビア、ウルグアイ、ルクセンブルクの30ヵ国の国と地域である。

対象：日本国籍の日本に在住している18歳以上30歳以下の人

ミニ情報

VWP・GCVWPやESTAについてもっと詳しく知りたい場合は

<https://jp.usembassy.gov/ja/visa-ja/esta-information-ja/>

ETA(オーストラリア)については

https://japan.embassy.gov.au/tkojapanese/visa_main.html を参照下さい。

3. 査証手続

(1) 査証の申請

①申請先

査証の申請は、最寄り（管轄区域がある場合は管轄区域内）の在日大使館・総領事館で行う。領事館がいくつかある場合は、申請者の現住所により受付地域が定められている。例えば、韓国は大使館および9カ所の領事館が都道府県別に管轄区域を定めている。

在日大使館・領事館がない場合は、日本国内で手続はできないので、渡航先国の大使館・領事館のある国へ赴いて申請することになる。

②所要日数

渡航先国、渡航目的、滞在日数等により異なる。長期滞在や特殊な用務などの場合は、本国へ照会することもあり、1ヵ月以上かかることもある。各国の休祭日は日本と異なるので、日程に余裕を持って申請手続きを行う。

③申請方法

申請時に本人出頭を必要とする場合と、旅行業者による代理申請・受領が可能な場合がある。代理申請が可能であっても、本人面接が求められる場合もある。

また、近年オンラインシステムによる査証申請が可能な国が増えつつある。

④申請に必要な書類

渡航先国、渡航目的や査証の種類により申請書の様式、添付書類は異なる。観光や短期訪問の場合は、有効旅券、査証申請書、写真の3つが一般的であるが、目的に応じていくつかの書類が必要となる。

⑤査証の発給

発給された査証は通常旅券にスタンプを押す形式のほか、シールビザ形式のものもある。記載内容は必ず確認すること。

理解度チェックー2

(解答はP201～202)

問1. 次の国のうち1週間の観光目的での入国の場合に、査証が必要な国にはA、査証が不要な国にはBをつけなさい。

- ①スイス ②ネパール ③インド ④フィリピン ⑤カンボジア ⑥ニュージーランド
⑦エジプト ⑧アルゼンチン ⑨メキシコ ⑩フランス領ポリネシア

問2. 日本人旅行者の渡航に関する次の記述で、正しいものには○、誤っているものには×をつけなさい。

(米国査証免除プログラム=以下VWP、グアム・北マリアナ諸島査証免除プログラム=以下GCVWPと表記)

- ①米国へVWPを利用して入国する場合、渡航前にESTA(電子渡航認証システム)による渡航認証の取得が必要である。
②グアムにGCVWPで入国する場合、最長滞在日数は45日間である。
③サイパンにVWPやGCVWPで入国できるのは観光目的に限られ、商用の場合は査証が必要となる。
④グアムとサイパンにGCVWPで入国する場合、渡航前にESTA(電子渡航認証システム)による認証取得は不要である。
⑤グアムに46日以上90日以内の滞在を希望する場合は、VWPで入国すればよい。
⑥ニューカレドニアでは、電子入国認可制度(ETA)が採用されている。
⑦台湾に観光目的で1週間滞在する場合は査証が必要である。
⑧査証の有効期間とはその国に滞在できる期間のことである。
⑨ESTAの有効期間は3年間または旅券の残存有効期間のどちらか長い方である。

問3. 日本人が観光を目的として旅行をする場合、査証が必要な旅行には○、不要なものには×をつけなさい。

- ①ヨルダン・ペトラの遺跡とアラブ首長国2カ国周遊8日間の旅
②マレーシア、タイ、シンガポール3カ国周遊9日間の旅
③フィンランドとバルト3国4カ国周遊9日間の旅
④ケニアとタンザニア2カ国周遊7日間の旅
⑤モロッコ周遊8日間の旅
⑥イタリアとトルコ2カ国周遊12日間の旅
⑦ペルーとブラジルの世界遺産2カ国8日間の旅